

議 事 録

第 23 回 定 例 総 会

令和4年6月9日

太田市農業委員会第23回定例総会議事録

開会日時	令和4年6月9日（木） 午後2時			
閉会日時	令和4年6月9日（木） 午後2時52分			
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）			
出席委員 （16人）	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二	5 木村 克巳
	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正	9 佐野 順一
	10 新井 章夫	11 小島 秀一	13 新井 整	
	14 山田 清作（午後2時15分入室）			
	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子
欠席委員 （3人）	1 小林 良孝	12 齋藤 道明	17 中島 沙織	
出席職員 （9人）	塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長 大澤主任 青木主任 松井主任 小畠主任 大崎主事			
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	（会長）	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	（会長）	
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	（会長）	
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	（会長）	
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	（会長）	
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について		
	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について		
	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について		
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について		
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ いて		
協議事項	(1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について			
	(2) 令和5年度農林関係税制改正に関する要望（案）について			

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第23回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員は3名です。なお、14番委員に関しては遅れて出席という形で連絡をいただいております。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、7番 齋藤森雄委員 と 9番 佐野順一委員 のお二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において3件の訂正がありますので、ご報告いたします。
まず1つ目となりますけれども、議案書9ページ、10番について、農
地区分を第二種から第三種へ訂正願います。
続きまして、議案書10ページ、16番について、施設の概要欄に●●●

●●●外1筆と一体利用、こちらを追加してください。

最後に、議案書 22 ページ、協議事項(1)について、2行目、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、設定等の後に「に」を追加していただきまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」に訂正をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 飯塚町の土地 田 2,227 m² 外1筆 計 3,033 m²について、贈与により所有権を移転するものとして許可を受けましたが、他に売買を行うこととなったため、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった
ので、審議を求めます。
提出件数は7件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 龍舞町の土地 田 2,238 m² 外1筆 計 5,301 m²、農地を譲
受け経営を引き継ぎたい。
- 2番 成塚町の土地 畑 156 m² 外1筆 計 226 m²、農地を譲受け
経営規模を拡大したい。
- 3番 新田中江田町の土地 畑 891 m² 外1筆 計 1,027 m²、所有
農地に隣接する申請地を譲受け農業効率を上げたい。
- 4番 新田赤堀町の土地 畑 1,514 m²、農地を譲受け経営規模を拡大
したい。
- 5番 新田上中町の土地 畑 4,836 m² 外1筆 計 9,047 m²、申請
地を取得し経営規模を拡大したい。
- 6番 新田市野倉町の土地 畑 2,604 m²、兄から借りている農地を譲
受け農業に精進したい。
- 7番 大久保町の土地 畑 713 m² 外1筆 計 2,163 m²、農地を譲
受け経営規模を拡大したい。
- 1番から7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
します。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願いま
す。

- 3番 委員 番号1番ですが、代わりに報告いたします。
番号1番については、譲受人は、農地を譲り受け、経営を引き継ぎたいとのことです。
必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番 委員 第3地区協議会から説明いたします。
当該地は集落内の農地でございますが、226㎡と小さいのですが、管理ができないということで、隣接者に協議したところ調いまして、不耕作地の防止という意味からも、贈与で贈呈をするということが決定いたしました。地区協議会においても許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 3番についてお答えします。
3番について、チェックリストに基づき現地調査をしたところ、既に枝豆を作っていて、周辺農地に支障なく許可相当と意見決定いたしました。

5番委員 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
続きまして、報告します。
番号4番、5番について、当地区協議会での許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番から7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号6番については、第5地区審査会にも関連がありますので、併せて報告願います。

18番委員 第6地区より報告いたします。
6番と7番について、当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、6番は●●●●●●●●で、兄と弟で仕事をしています。兄から弟へ贈与とし、プラム栽培をするものです。既にプラムも順調に生育中です。
7番は、経営規模を拡大するものです。6番、7番ともに現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題なく、農地法第3条第2項各

- 号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 6番について、第5地区、よろしくお願います。
7番 委員 第5地区ですけれども、6番について、現地確認をしたところ、農地の現況等を見ても、この提案に問題ないと思われます。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号6番から7番
委員 について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から7番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
宛てにあつたので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 新田市野井町の土地 398㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと思えます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいいたします。
番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番 委員 これは次の議案第5号で出てくる案件と関連してございまして、議案第

3号の1については、農地法の許可を得ずに農家住宅の敷地の一部として使っていて、農業用のバラックが建ててあります。議案第5号の12番で、申請者の娘が隣接地に家を造るということで調査していく中で、このバラックが違法だということに気づいて、修正したいということでもあります。確かに建っていますので、修正するというふうなことで、第5地区協議会では問題ないという判断でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きます。議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より提案をお願いします。

事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 台之郷町の土地について、露天駐車場用地として許可を得ましたが、入居者の減少もあり駐車場の一部が不要となったため、子の住宅を建築するために当該許可の一部を承継するものです。

2番 大原町の土地について、建売住宅用地として許可を得ましたが、バブル崩壊により売れ残ってしまい建築ができなかったため、当該許可の一部を承継するものです。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 3番 委員 番号1番ですが、当初計画者はアパートの駐車場として許可を得たが、駐車場の一部が不要となったために、一部を息子の住宅を建築するために当該許可の一部を承継したい。承継者は、申請地を母親から借り受け、自己の住宅を建築したいということです。
再度審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 3番委員 議案第4号2番、これは議案第5号16番との関連です。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、やむを得ず、一部計画変更、一部承継、承継者に売買。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は16件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数 16 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 台之郷町の土地 373 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線葦川駅から 300m 以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 上小林町の土地 128 m² 外 2 筆 計 463 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3 番 矢場町の土地 656 m² 外 2 筆 計 2,583 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

4 番 東金井町の土地 695 m² 外 18 筆 計 27,501 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

5 番 熊野町の土地 133 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6 番 東長岡町の土地 2.91 m² 外 1 筆 計 412.91 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線葦川駅から概ね 500m 以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

7 番 東今泉町の土地 231 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8 番 富若町の土地 363 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

9 番 新野町の土地 31 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

10 番 菅塩町の土地 167 m² 外1筆 計501 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田強戸スマートインターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

仮設現場事務所・駐車場・資材置場用地として一時転用するものです。

11 番 岩松町の土地 231 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

店舗用地として転用するものです。

12 番 新田市野井町の土地 347 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13 番 新田大根町の土地 420 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14 番 大原町の土地 249 m² 外1筆 計323 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15 番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16 番 大原町の土地 3.88 m² 外1筆 計15.88 m²、農地区分 第二種、建売住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号1番について報告いたします。
議案第4号1番で報告しましたが、母親より使用貸借を受けて、自己の住宅を建築したいということでございます。
続きまして、番号2番ですが、譲受人は高崎市の民間アパートに住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。譲渡人は農地を処分し、生活の安定に役立てたい。
3番ですが、譲受人は砂利等の採掘販売業を営んでおり、砂利、碎石置場を探していたため、申請地が見つかり、賃借したく、本申請をいたしました。譲渡人は、農地の管理が困難となり、土地を貸してほしいとの申出があったので、本申請を行うものです。
以上、再度審議のほど、よろしく願い申し上げます。

14番委員 4番、5番、6番を報告します。
4番について報告します。大変時間がかかったのですけれども、その経過を報告します。これは市長と面会をさせてもらったときに読み上げた文章です。
太田市農業委員会第2地区農業委員及び農地利用最適化推進委員は、拝命後2年を経過した。日々業務を誠心誠意遂行しております。許可審議に長時間を要した理由は、下記のとおりです。
行政当局の横の連絡が悪く、令和2年9月に東金井町の農業振興地域の除外申請書が提出され、農業政策課から令和3年3月に却下され、農業振興地域が継続になりました。除外申請が許可になれば、モータープール工事は完成していたと思います。
2、農地法上では、農地所有適格法人以外の法人は農地を所有できないことになっておりますが、民法上、農地の売買に当たって、仮登記なら問題がないとの理由で、●●●●●●●●が仮登記所有をしております。この問題については、弁護士先生の見解も分かれ、除外申請が不許可になった時点で違法になるとの意見もあります。
3、農業振興地域の除外申請が不許可になってから一時転用申請書が提出されました。申請書の不備が目立ち、何度か不受理になりました。

4、太田市農業委員会の問題として、十分な審議をせずに許可ありの風潮をつくり、第2地区に全ての責任を押しつけ、機能不全に陥りました。事務局に都合のよい資料しか提示せず、必要な資料の提示もありませんでした。また、3月の定例総会では、慣例を無視して、地区の決定を覆すような議事運営を行おうとしました。行いませんでしたけれども、行おうとしました。このことは厳しく指摘したいと思います。

5、委員会の上層部が流したと思われませんが、申請に関係ない業者に地区会の決定事項が流出し、委員の自宅に押し寄せ、「裁判になると、元検事のお抱え弁護士がいるから敗訴するぞ」等の暴言を吐き、農業委員会の活動を妨害しました。

6、第2地区は申請書に下記の条件をつけて許可相当と意見決定しました。①一時転用の許可期限が経過した場合は農地に復元すること、②仮登記契約時の土地契約金の全額を受領の場合は30日以内に事務局に報告すること。

7、私たち農業委員会第2地区は、●●●●●●●●●●の企業成長に反対ではなく、市民誰もが平等に恩恵を受け、太田市が発展することを願っております。以上です。

続きまして、5番、熊野町の土地なのですけれども、近くで食堂を経営しており、山を買って、従業員の駐車場を造るということです。周りは病院の敷地と駐車場と一体になっていまして、農業に関係ないので、許可相当と意見決定しました。

6番、東長岡町の土地は、周囲が住宅地になっておりまして、ここだけが農地として残っている土地です。周りの農業に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。以上です。

6番 委員

7番をご説明いたします。

これは●●●、●●●●●●系会社ですが、鉄鋼業を営んでおりまして、現在、資材置場として借りている土地が、貸し手のミスによって、農地法の許可を得ないで貸していたという事実が判明しました。始末書を取りまして、この場所を再度貸すものです。なお、この貸地の中には産業廃棄物置場がありまして、これについては先方に改善をしていただくということで、地区協議会では特段問題なく了承されました。

再度の審議をよろしく願いいたします。以上です。

4番 委員

それでは、8番について説明いたします。

この転用の目的は、露天駐車場、露天資材置場用地ということで転用

がかかっております。

現地の状況は、許可基準リストに基づきまして適当と判断し、また、営農条件に支障はないということで、地区協議会では許可相当として決定しました。

再度の審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号1番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

2番 委員

番号4番、これまでのモータープールの転用の経過報告を14番委員からしていただきましたけれども、これにつきましては、これにも書いてありますように、時間が大分経過して、いろいろな疑問があったということは私も承知しているんですが、最後に、いろいろな要望事項、それから確認事項等が記載されているような気がしますので、これについては、具体的には農業委員が直接見ることはできないんだと思うので、よく事務局サイドと相談をしていただくということが1つ。

もう1つは、やはり事務局のほうで信念を持って、こういうものに対して感覚を持ってもらいたいという一つの要望ですけれども、その辺をひとつお願いをしておきたいと思います。特に一時転用の関係についての解釈が非常にまちまちでありまして、いいという人もいるし、駄目だというような解釈をする人もいますので、事務局のほうで、その辺を一本線を出していただいて、あくまでも許可の範囲をはっきり明確にして、委員さんが駄目だと言っても、やっぱりこれはいいですよというような、それだけの信念を持った農業委員会の方向の考え方を出示していただければと思いますので、一つの要望として意見を申し上げますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

事務局、よろしいでしょうか。お願ひします。

事 務 局

ありがとうございます。

6番 委員

今、2番委員から非常に価値あるご意見をいただいたわけですが、本件は、第2地区でいろいろ議論しました過程で、既に事務局長には、市長と先般お会いした際に、特にここで言いますと5番の秘密保持のところで、場合によっては、この業界にも話が流れたということは、まさに上層部と書いてありますから、守秘義務違反に該当するんだろうと思うんです。ですから、この点についての責任の所在を明確にしてほしいという話とか、あるいは、4番の定例総会での慣例を無視して、地区の決定を覆すような議事運営を行った。これは多分、当時のところをちょっと思い出しますと、事務局長もこれに関与した形で、まさにある特定の者がこういう裏での根回しをした結果ですから、これはま

さに事務局だけではなくて、委員会そのものの悪い体質が出たんだろうと思うんです。これについてもどう責任を取っていくのかというところも含めてご検討、これは市長にもお話をしましたけれども、どう対応をしていくか、これは真摯に考えていただきたいと思います。先ほども申しあげましたように、2番委員の話は、信念を持ってということではまさにおっしゃるとおりだろうなと思います。以上です。

議 長 それでは、ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号9番から10番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番 委員 それでは、9番につきまして報告いたします。

譲受人は美容室を経営しており、備品、在庫等の置場が不足しているため、自宅を新築する土地の隣接地である申請地を取得し、資材置場として利用したいということであります。

現地を確認いたしました。当地は宅地及び道路に接し、農地には接していないため、何ら問題はないと思います。

地区協議会におきましては許可相当ということですが、再度審議のほどよろしく願います。以上です。

2番 委員 10番につきまして、会長の代わりに報告します。

該当地につきましては、今、県営事業で遊水池を造っておる道を挟んだ隣の畑ですが、一時転用として、そこに仮設現場、現場の事務所を造りたいということがございます。

現場につきましては、集落内農地でございます。他の農地に対する影響は何もございませんので、地区協議会では許可相当という結論を得ましたので、再度の審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号9番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号9番から10番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、番号11番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 15番委員 この件につきましては、第4地区協議会で協議した結果、現地を確認
したところ、周辺には農地がないため、許可申請といたしました。
再度の審議をよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号11番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号12番から13番について、第5地区協議会の調査した意
見結果を報告願います。
- 5番委員 番号12番、13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに
基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地へ
の支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号12番から13番について報告があ
りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号12番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号 12 番から 13 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 14 番から 16 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 8 番委員 14 番について報告いたします。
地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は申請地を譲り受け、自己の住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 1 3 番委員 続きまして報告いたします。
議案第 5 号 15 番、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は贈与された土地に自己住宅を建築するものです。
続きまして、議案第 5 号 16 番は、議案第 4 号 2 番との関連です。地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は建築業を営んでおり、一部承継、購入し、建売住宅を建築、販売するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 14 番から 16 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 14 番から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 14 番から 16 番を許可とすることに決定します。
なお、3,000 ㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告するこ

といたします。

議長 以上で審議は終了しましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した5月分の許可証の取り扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、18件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、9件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、14件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご質問等もないようですので、続いて、協議事項(1)令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 太田市農業委員会におきまして、令和4年度の最適化活動の目標の設定等を策定し、公表する必要があるため、別紙資料のとおり案を作成しましたので、ご説明させていただきます。例年ですと、前年度の評価・点検の報告も行っておりましたが、今年度は、まずは目標のみの県への報告・提出となっておりますので、評価・点検につきましては、提出依頼等がございましたら改めて報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、「令和4年度最適化活動の目標」について報告させていただきます。

きます。

Ⅱ、最適化活動の目標につきましては、「太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、1の最適化活動の成果目標(1)農地の集積の②目標、今年度末の集約面積を3,897haとしております。

また、(2)遊休農地の解消については、昨年度の区分変更により緑区分19ha、黄色区分26ha、合計45haの遊休農地がありまして、黄色区分の工程表の策定方針につきましては未作成となるために「なし」といたします。

(3)新規参入の促進につきましては、「太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づきまして、今年度の参入目標を3経営体としております。

2の最適化活動目標においては、活動日数を月6日とし、以下の事業を実施予定とします。

以上で説明を終わりにします。

ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

6 番 委員

2枚目の2の最適化活動の活動目標というのがありますね。その(3)新規参入相談会への参加目標は、この前にやった貸し借り相談会の話ですか。

事 務 局

そのとおりです。

6 番 委員

参加者数が3と書いてあるのは、単位は何ですか。

事 務 局

最適化推進委員さんの事務的な出席人数になるんですけども、ここが何人になったというのがこの当初分からなかったもので、予定として入れさせていただきました。単位は人、3人になります。

6 番 委員

すみません、言っていることがよく分からない。これは昨日の時点でもいいんですけども、要は数字が確定していますよね。

事 務 局

はい。

6 番 委員

それなのに何で修正しないの。

事 務 局

相談会の前に目標は確定をさせていただいていたので、この人数ということでさせていただきました。

6 番 委員

これは何月何日時点で書く資料ですか。Ⅰ、農業委員会の状況は4月1日現在ですよ。だったら、これはゼロじゃないの。

事 務 局

あくまで予定として入れさせていただいておりますので。

6 番 委員

これはどこに出すんですか。

事務局
6番委員
議長
事務局
議長
事務局

参加目標という形になりますので。
いやいや、よく理解できない。以上です。
これについては、計画したときの予定ですよ、
そうです。
実施した時点での実績はどこに書いてあるの。
先日、5月下旬から6月上旬にかけて、農地貸し借り相談会を実施させていただきました。最適化推進委員さんの出席については、13名の方に出席、ご協力をいただきまして、参加人数につきましては25名の方が相談に訪れていただきました。事務局としては、2名から3名毎回出させていただきます、相談者の方に対応をさせていただきました。最適化推進委員さんのほうが、やはり地元の相談ということで、かなり詳しいところまでの相談に乗っていただきまして、中には該当する農地まで案内していただいたという経過もありました。非常に有意義な相談会になったと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6番委員
事務局

まさに今のような、何でそういう説明をさっきの段階でしないの。
先ほどの活動の目標の設定につきましては、あくまで予定ということで、4月1日のところで予定の数字を入れさせていただきましたので、その数字という形で記入をさせていただきました。

6番委員
事務局

実際に行っているんだったら、違うんじゃないの。
その後、5月下旬から、直近になって実際に行った結果を今報告させていただきます次第です。

6番委員
事務局

4年度というのは今年度ですよ。ここの部分は、これ以上はもう活動しないの。
そうです。その予定として実施させていただいた。

6番委員
事務局

それが理解できないのは、だったら、目標を少し変更しますとって、変更したっていいんじゃないの。
一応4月1日の予定として目標を予定させていただきましたので、その3名という数字にさせていただいたんですが、実際に5月に行った、あくまでも目標という形の設定でしたので、4月の時点の話になるかなと思うんですが、今回、5月下旬から6月に相談会をさせていただきます、実際の活動の実績が出たという形になります。また、JAに頼みどりの地区については、今後、開催する予定となっております。
以上です。

6番委員

これ以上は、長くなりますけれども、私はあなたの説明を理解できない。以上です。

4番委員 今、6番委員から(3)新規参入相談会への参加目標というのがありますね。これは太田市農協各支所と書いてあるんですけども、太田市には、にっただみどり農協もあるんです。だから、にっただみどりの農業委員さんもいるけれども、やっぱりこれは全体を見てあげないと公平性に欠けますよ。私は太田市ですけども、これではちょっとまずいと思う。

事務局 今後、にっただみどりについても開催予定はしております。

4番委員 だから、一緒にここに太田市とにっただみどりも入れて、予定も入れればいいのでは。それが蓄積されて群馬県に行って、全体のを国に報告するのだから、ある程度考えて作ったほうがいいですよ。

事務局 今後、評価・点検については実績を報告させていただきますので。

4番委員 農業委員さんに理解できるように作ったほうがいいですよ。分かりました。以上です。

議長 ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。事務局の提案のとおり、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

4番委員 議長、貸し借り相談会は、にっただみどり農協の目標も入れていただきたい。県に出すのだとすれば、参加人数はいいけれども、農協は太田市だけではないのだから、公平性を。

事務局 にっただみどりさんは、目標設定の段階ではまだ日程が決まっておらず、調整中だったものですので。

4番委員 それでも、名前を入れればいいと思います。太田市として、県に提出するんだから。

議長 それでは、案に対しての賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、令和4年度最適化活動の目標の設定等について原案どおり決定し、公表いたします。

議長 続いて、協議事項(2)令和5年度農林関係税制改正に関する要望(案)について、決定を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 5月13日の地区協議会において要望の取りまとめをお願いしました。令和5年度農林関係税制改正に関する要望につきまして、別紙の資料のとおり要望を取りまとめましたので、群馬県農業会議に提出してよいかご協議を願います。よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま事務局より提案がありました。この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局提案のとおり、令和5年度農林関係税制改正に関する要望(案)について賛成の方の挙手を求めます。
　　(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について原案どおり決定いたします。
以上で第23回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会 　　令和4年6月9日(木) 午後2時52分